

議長（福田会長）

会議資料 9 ページの議案第 18 号「財産の取扱いについて」、専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

総務専門部会長の河原でございます。合併協定項目の議案の説明をいたします前に、別冊参考資料の 1 ページをご覧くださいと存じます。

合併協定項目の審議の状況を一覧表にまとめたものでございます。本日の協議会におきましては、その他の協議事項の 10 番の財産の取扱い、次ページの 16 番の公共的団体等の取扱いの 2 項目をご審議いただくものであります。

なお、承認済みの協定項目はこれまで 8 項目でございます。

それでは、ただいま議題となっております議案第 18 号「財産の取扱いについて」ご説明いたします。元の資料に戻りまして 9 ページをご覧くださいと存じます。参考資料は先ほどの 3～9 ページまでを併せてご覧ください。

議案の内容ですが、本文中に記載のとおり「上三川町、上河内町、河内町の財産、権利及び義務を含む財産は、すべて宇都宮市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

詳細についてご説明いたします。参考資料 3 ページをご覧くださいと存じます。

財産の状況ですが、財産については、地方自治法に規定された財産項目により、平成 14 年度の 1 市 3 町の決算をもとに平成 15 年 3 月 31 日現在で集計したものでございます。

まず、1 の公有財産のうち、(1) の土地・建物は記載のとおり状況でございます。

(2) の山林については、宇都宮市と上河内町が保有しており、上河内町の山林には県立白楊高校との分収契約林などがあります。

(3) 物権では、都市下水路敷地の地上権を宇都宮市が保有しているほか、温泉権を宇都宮市と上河内町が保有しております。

(4) の無体財産権は、宇都宮市の著作権や出版権でございます。

(5) の有価証券は、宇都宮市の株券でございます。

(6) の出資による権利については、1 市 3 町とも出資金及び出捐金があります。

次に、2 の物品については、各市町の決算書に登載された 1 件 50 万円以上の品目を集計したものでございます。

3 の債権については、宇都宮市及び上三川町の奨学資金や住宅資金の貸付金でございます。

4 の基金については、1 市 3 町とも現金や土地を保有しておりますが、宇都宮市ではそれ以外に有価証券や基金林を保有しております。

先進事例につきましては、参考資料 8 ページの(1)に記載のとおり近年の編入合併の

事例として新潟市などの例を記載しておりますが、ほぼ同様な協定文となっております。

また、同ページの(2)の関係法令につきましては、地方自治法第237条及び238条の抜粋を記載させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第18号につきまして専門部会の説明が終わりました。ご意見、ご質問等をお願いいたします。なお、参考資料は9ページまで説明が終わったということでございます。

物品の内訳で、1件50万円以上と書いてありますけれども、参考資料6ページのその他の物品として、宇都宮市と上三川町608点というのは何ですか。上河内町とか河内町は数え間違っていないですか。

事務局（宇賀神管財課長）

その他の物品でございますが、これにつきましてはOA機器とかピアノ等が含まれております。ですから、ここに集計されている以外に数多く種類があるわけですが、それについては、その他ということで挙げております。

議長（福田会長）

河内町と上河内町はゼロになっていますが、ないのですか。

事務局（宇賀神管財課長）

50万円以上のものは、決算では記載がなかったということでございます。

議長（福田会長）

各町の決算書ですか。

事務局（宇賀神管財課長）

はい。

議長（福田会長）

財産の台帳で、50万円以上のものと。

事務局（宇賀神管財課長）

はい。

議長（福田会長）

ピアノとかOA機器だそうです。

ご意見ございませんか。専門部会では、この件についてはもめたところはなかったのですか。私の意見のこれが通らなかったというところがありましたら、委員の皆さんこの場でどうぞ。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第18号「財産の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは議案第18号は原案のとおり決定いたします。